

S3-06-10-03 岐阜県災害救助法施行細則 別表第 1

＜救助の程度、方法及び期間＞

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所の供与

- ア 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により避難所とすることができる。
- ウ 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日につき330円以内とする。
- エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウに規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて、建設し、及び供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型仮設住宅

- (ア) 設置に当たっては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (イ) 一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、571万4千円以内とする。
- (ウ) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね50以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、設置した戸数が50未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。
- (エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- (オ) 災害発生の日から20日以内に着工するものとする。
- (カ) 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。
- (キ) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて ア (イ) に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は地域の実情に応じたものとする。
- (イ) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。
- (ウ) 供与期間は、ア (カ) に規定する期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しによる食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他災害により現に炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることでできる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1 人 1 日につき 1,160 円以内とする。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。
- イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損等により使用できず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。
- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の表に掲げる額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季 4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	54,200円に5人を1人増すごとに7,900円を加算した額

冬季 10月～3月	31,000円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	82,700円に5人を1人増すごとに11,400円を加算した額
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------------------------------

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季 4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	19,000円に5人を1人増すごとに2,600円を加算した額
冬季 10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	27,600円に5人を1人増すごとに3,600円を加算した額

ウ ア及びイの季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

ア 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

イ 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

ウ 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 診察

- a 薬剤又は治療材料の給与
- b 処置、手術その他の治療及び施術
- c 病院又は診療所への収容

(イ) 看護

エ 医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合**にあっては**使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合**にあっては**協定料金の額以内とする。

オ 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産の給付

ア 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

イ 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

ウ 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合**にあっては**使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合**にあっては**慣行料金の8割以内の額とする。

エ 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から 7 日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。
- (2) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、一世帯当たり次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に 2 以上の世帯が居住している場合における費用は、1 世帯あたりの限度額の範囲内とする。
 - ア イに掲げる世帯以外の世帯 59 万 5 千円
 - イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30 万円
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完成する。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- (3) 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。
 - ア 生業費 1 件につき 30,000 円
 - イ 就職支度費 1 件につき 15,000 円
- (4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。
- (5) 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
 - ア 貸与期間 2 年以内
 - イ 利子 無し

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失、毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通

信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 教科書

(ア) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号) 第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承諾を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品

小学校児童	1 人につき	4,500 円以内
中学校生徒	1 人につき	4,800 円以内
高等学校等生徒	1 人につき	5,200 円以内

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

- ア 棺(付属品を含む。)
- イ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1 体につき 12 歳以上の者は 215,200 円以内とし、12 歳未満の者は 172,000 円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索及び処理

(1) 死体の捜索

- ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。
- イ 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(2) 死体の処理

- ア 死体の処理(埋葬を除く。)は、災害の際死亡した者について行う。
- イ 死体の処理は、次の事項について行う。

- (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (イ) 死体の一時保存
 - (ウ) 検案
- ウ 検案は、原則として救護班が行う。
- エ 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。
- (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等
 - 1 体につき 3,500 円以内
 - (イ) 死体の一時保存
 - イ 既存建物を利用する場合にあっては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあっては 1 体につき 5,400 円以内
 - ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費
 - (ウ) 救護班以外の者の検案
 - 当該地域の慣行料金の額以内
- オ 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

1 1 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1つの市町村内において行った障害物の除去に要した費用の 1 世帯当たりの平均額が 137,900 円以内とする。ただし、同一住家に 2 以上の世帯が居住している場合における費用は、1 世帯当たりの限度額の範囲内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

1 2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 災害にかかった者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理（埋葬を除く。）
 - キ 救済用物資の整理配分
- (2) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

《本編》

➤ 第 3 章 第 6 節 第 1 項 応急救助の手続等